



元神奈川県立藤沢北高等学校敷地の活用について

((仮称) 天神スポーツ広場の整備について)

元神奈川県立藤沢北高等学校の校舎棟を取壊した後の敷地 (17,953.85 m²) (以下「本件敷地」という。)の活用について六会地区での課題や本市の課題の解決に寄与するなどを基本に市の案を取りまとめましたのでお知らせします。

1 活用の具体案

(1) 六会市民センター・公民館仮設庁舎として活用

六会地区の課題として、老朽化した六会市民センター・公民館の建替えがあり、現在地(亀井野四丁目8番地の1)での建替え及び体育館のリニューアルを行うこととしていますが、仮設庁舎及び工事ヤードの確保が難しいことから本件敷地の一部を活用し仮設庁舎を建設することとします。これは暫定的な利用で、利用期間は概ね2年間を予定します。

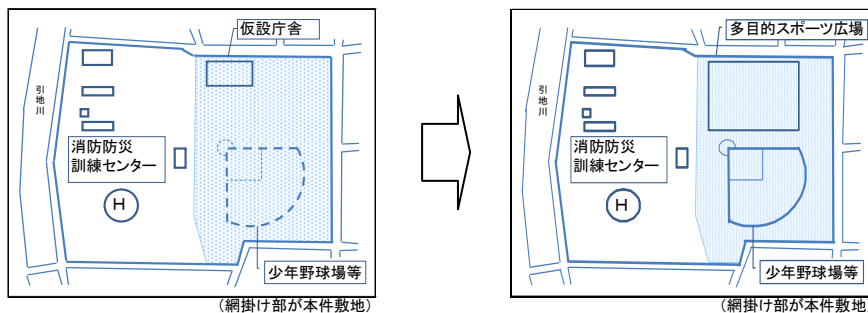
(2) 多目的スポーツ広場として活用

仮設庁舎利用終了後は、地元からもスポーツ推進の観点から六会地区に不足しているスポーツ広場の設置が要望されていることから、グランドゴルフなどに活用できる多目的スポーツ広場を設置することが適当であると考えます。

(3) 少年野球場等として活用

全市的な課題の解決としてスポーツ推進の観点から、藤沢市地方卸売市場(現:湘南藤沢地方卸売市場)の再整備に伴い2011年(平成23年)に稲荷スポーツ広場が閉鎖され、かつ、国土交通省の道路事業への貸出しのため2004年(平成16年)に大清水スポーツ広場が閉鎖されたまま早期の再開が見込めない状況であり本件敷地に少年野球場等を設置し利用することが適当であると考えます。

(4) 全市的な課題解決の観点からは、本件敷地西側部分の消防防災訓練センターが藤沢市地域防災計画において他都市からの消防応援部隊の集結場所に指定されていることから隣接する本件敷地についても広場的な利用であれば、その際の宿营地への転用も可能と考えます。



2 スケジュール(案)について

現時点でのスケジュールは次のとおりです。

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
校舎等撤去	[Progress bar]				
六会市民センター・公民館仮設庁舎利用		[Progress bar]			
少年野球場等の検討・設計・工事			[Progress bar]		
多目的スポーツ広場の設計・工事				[Progress bar]	

* この資料に関する問い合わせ先

藤沢市役所 企画政策部 企画政策課

担当： 碓井 額賀

内線： 2172

直通： 0466(50)3502